

## 為替会社の意義と役割をめぐって

同志社大学 鹿野嘉昭

明治政府は明治2年6月以降、内外商業の振興等を狙いとする通商司の下部組織として、通商会社と為替会社を全国8都市に各1社ずつ民間部門の協力を得て設立した。通商会社は内外商業の振興に携わることを、為替会社は通商会社への資金供給を媒介として商業、生産、金融の円滑化を図ることをそれぞれ目的としていた。これらの目的を達成するべく為替会社は、政府からの貸し下げ金、兌換紙幣（為替会社札）の発行、預金の受け入れなどで調達した資金を原資に、通商会社向けの貸付、自ら行う直接貸付や為替の引き受け・決済などを行っていた。こうした業務内容を踏まえ、為替会社はわが国近代銀行の始まりとされている。

為替会社はまた、殖産興業政策の一翼を担う半官半民の組織として位置づけられ、政府による手厚い保護と多くの特権をもって経営されていた。しかし、5年11月に制定された国立銀行条例に基づき国立銀行以外の機関による紙幣発行が禁止され、為替会社札は流通停止となった。加えて、通商司の廃止、廃藩置県の実施など、為替会社を支えてきた政治経済的な基盤が大きく変化したことなどを主因として為替会社の業績も急速に悪化し、国立銀行に移行した横浜為替会社を除く為替会社7社は明治6年から7年にかけて次々と解散し、姿を消した。

この為替会社をめぐっては、古くから数多くの研究が行われている。そうした研究成果を基礎として為替会社に関しては現在、「「国産会所」方式による流通主義的殖産興業政策の段階に対応する信用制度としてあらわれ、初期的銀行業者としての姿容を示していた両替商から国立銀行への架橋をおこなった」という捉え方が通説として広く受け入れられている。しかし、すべての研究課題に対して説得的な解答が提示され、為替会社にかかわる研究は完了したとまで断言することはできない。

たとえば、政府は為替会社への太政官札の貸し下げを媒介として、太政官札自体の流通性を向上させること、あるいは不換紙幣である太政官札を為替会社発行の兌換紙幣に置き換えることによって太政官札に流通性を与えることを企図していたとされるが、そうした取り組みは本当に実行可能で、かつ成功したのだろうか。また、為替会社は利益の追求を目指して巨額の為替会社札を発行したとされるが、そうした発行姿勢は政府により許容されていたのか否か。仮に許容されていたとした場合、政府はなぜそのような立場を採用したのか。さらにいうと、殖産興業政策との関連で為替会社はどのような役割を果たしていたのだろうか。

これらの課題は為替会社の実態を解明するうえで避けて通れないものであり、それらの解明が為替会社研究において新たな地平を開拓することが期待される。それゆえ、本報告では、これらの問題について、現代銀行論の視点を加味して検討した結果を発表することにしたい。